

第86回 接続政策委員会

「音声伝送役務に係る接続ルールの在り方」 ご説明資料

2026年10月27日
ソフトバンク株式会社

音声通信市場が縮小する中、接続料の精緻な算定と行政による詳細な検証は、事業者・行政双方に大きな負担となっています。こうした状況を踏まえ、2026年9月の「ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方 第一次答申」（以下、「一次答申」という）では、「音声伝送役務に係る既存の接続ルールを抜本的に見直すことにより、事業者・行政双方における規制対応コストの最小化を図ることが望ましい」として、従来の「適正原価・適正利潤」に基づく接続料精算を前提とせず、音声接続制度をより簡素で効率的な枠組みに転換する方向性が示されました。

一次答申により制度見直しの方向性が示された以上、今後は早期の実現を前提として残された課題を具体化していくことが重要です。制度の簡素化によって事業者・行政双方の負担を軽減し、限られた政策資源を、より政策効果の高い分野へ重点的に配分するという効果も、実施が遅れるほど限定的となります。

このため、個別の運用課題への対応を進めつつも、それらを理由に導入時期を必要以上に遅らせることなく、ビル&キープ方式の原則化を早期に実現すべきと考えます。

当社意見

先述の通り、ビル&キープ方式の原則化は、事業者・行政双方の規制対応コストを最小化する観点から **可及的速やかに導入すべき**です。そのため、残された制度上の論点を早期に具体化するとともに、制度整備と事業者による導入準備を可能な限り並行して進めることが適当です。

構造的に片務的となる呼の精算方法等は2026年度中に整理され、移行期間及び移行期間中の音声接続料の算定方法等についても、2027年度の早期に接続政策委員会の議論が取りまとめられる予定です。この検討スケジュールを踏まえると、その後法令・ガイドライン等の整備と並行して、1～2年程度をかけてシステム対応、接続協定の変更、運用準備等を進めることにより、**2029年度の導入が可能**と考えます。

当社意見

ビル&キープ方式への移行に当たっては、**激変緩和措置の導入を前提とせず、可能な限り早期に実現することを最優先とすべきと考え**ます。激変緩和措置の検討・実施に伴う追加的な制度対応や事業者間調整によって、**ビル&キープ方式の導入時期が遅れることは避けるべき**です。

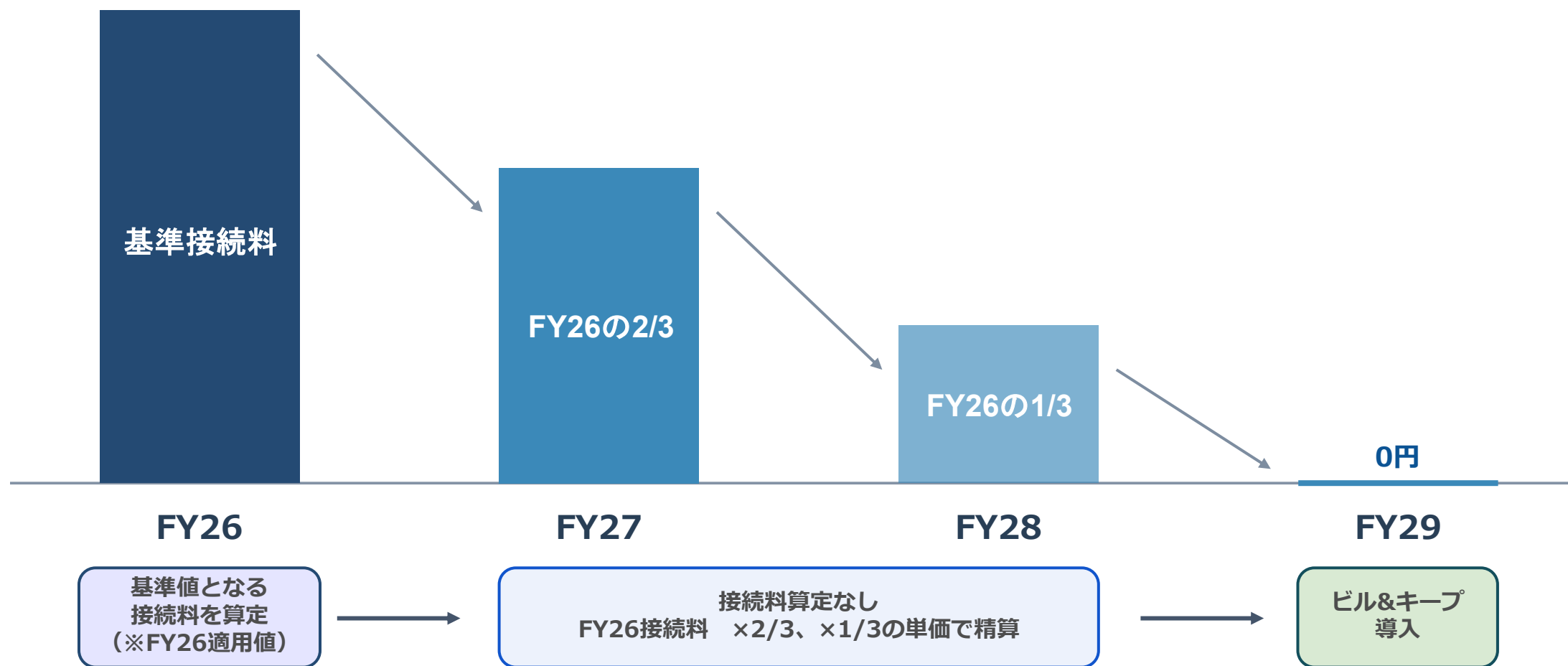
一方、接続料収支の変化を踏まえ、料金体系やビジネスモデルを段階的に見直す必要がある事業者から、その必要性が具体的に示され、関係事業者の合意形成や円滑な制度移行に資すると認められる場合には、導入時期を遅らせない範囲で、移行期間中に激変緩和措置を講じることも考えられます。その際は、既存の事業者間の接続料水準差異や費用負担関係を踏まえるなど、**移行期間中の公平性・競争中立性に十分配慮する必要**があり、具体的には下記の「グライドパス方式」のような手法であれば**ビル&キープ方式の早期導入を最優先とすることを前提**に実施可能と考えます。

【グライドパス方式】※イメージ次頁参照

2026年度適用接続料を起点として、ビル&キープ方式の導入年度に接続料が0円となるよう、あらかじめ段階的な引下げ幅を設定する方式。接続料収支の変化を段階化して急激な変動を緩和するとともに、毎年度の接続料算定を不要とし、移行期間中の予見可能性を確保することが可能。また、各事業者の接続料を起点とすることで、事業者間の費用負担の相対的な関係を保ちながら段階的に移行することが可能。

なお、段階的な接続料引下げの必要性が認められない場合には、制度上の実現可能性を踏まえ、2026年度適用接続料をビル&キープ方式の導入年度まで維持する方式も考えられます。これにより、移行期間中の公平性・競争中立性および接続料水準の予見可能性を確保しつつ、毎年度の接続料算定に係る負担を軽減することで、各事業者がビル&キープ方式の導入準備に注力することが期待されます。

FY26接続料を基準値とし、FY27・FY28は接続料算定を行わない



当社意見

激変緩和措置を実施しない場合、ビル&キープ方式の原則化までの限定的な期間に新たな算定方式を導入せず、**現行のLRIC方式を維持**すべきと考えます。

音声接続料については、情報通信審議会「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」（2021年9月）において、非効率性排除の必要性からLRIC方式の適用が適当とされています。これらの必要性や役割は、現時点においても変わっていないと考えます。加えて、**固定系非指定事業者の接続料協議におけるベンチマーク機能の維持**の観点から引き続きLRIC方式を適用すべきです。

仮に実績原価方式へ移行した場合、現行のLRIC方式による接続料が果たしているベンチマーク機能を同様に確保できるとは限らず、**ベンチマークとしての適正性や各事業者への適用可否について新たな検討が必要**となるほか、**事業者間協議の長期化を招く**おそれがあります。ビル&キープ方式の導入までの限定的な期間に新たな算定方式を導入することは、**行政・事業者双方に追加的な負担**を生じさせるため、**ビル&キープ方式への円滑かつ早期の移行を優先**する観点からもLRIC方式を維持すべきです。

当社意見

ビル&キープ導入後に裁定対象となる具体的なケースについては、現時点で網羅的に整理するのではなく、**今後具体的な課題が生じた段階で改めて整理することが適切**と考えます。

音声接続料については、構造的に片務的となる呼に今後採用される精算方法によって、裁定の対象となり得る場面や必要なベンチマークが異なるため、**精算方法の確定後に、具体的なケースの整理の要否を含めて検討することが適切**と考えます。

データ接続料については、ビル&キープ方式の導入によって制度や取引の前提が変わるものではなく、現時点で裁定に関する具体的な課題も確認されていないことから、直ちに**具体的なケースを整理する必要性は低い**と考えます。

具体的な課題が明らかになっていない段階で想定ケースを整理する場合、実際の接続形態や契約条件と整合しない可能性があるほか、行政・事業者双方に追加的な対応が生じます。このため、ビル&キープ方式の制度の導入主旨からも、**制度や精算方法の具体化後、必要性が明らかになった論点に対象を絞って検討することが適当**と考えます。

各論点に対する当社の考え

移行期間を必要とする理由と具体的説明①

項番	ヒアリング内容	当社の考え
1-1 ビジネスモデル や料金戦略の見 直し	- ビル&キープ方式の原則化に伴いビジネスモデルや料金戦略の見直しを必要とする具体的理由。 （ビル&キープ方式の原則化により当該事業者の事業にどのような影響があるのか、音声接続料の収支差や事業収入に占める音声接続料の割合等、事業へのインパクトについて定量的な説明を求める。） - ビジネスモデルや料金戦略の見直しにどの程度の時間を要するのか。 （その期間において具体的にどのような見直しを行うのか、その検討にどの程度の時間を要するのか、具体的な説明を求める。）	ビジネスモデルや料金戦略は、接続料収支だけでなく、市場環境、競争状況、利用者ニーズ等を踏まえて各事業者が判断するものであり、その見直しのみを理由として、長期の移行期間を一律に設ける必要はないと考えます。

移行期間を必要とする理由と具体的説明②

項番	ヒアリング内容	当社の考え
1-2 精算システムの 改修	- ビル&キープ方式の原則化に伴う精算システムの改修にどの程度の時間を要するのか。 (システム改修の内容、想定される工数、類似の改修に要した時間(実績)等を踏まえ、定量的な説明を求める。) - 現行の精算システムの更改時期を考慮する必要がある場合、その具体的理由。 (PSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期等に関し、一般的なソフトウェアの耐用年数が5年であることを踏まえれば、当該システムの除却損の影響は大きく低減しているとの指摘も踏まえ、具体的理由を求める。)	一般呼については、接続料タリフを0円とし、請求や支払いを行わない設定を行う等の対応を想定しており、現時点では必ずしも大規模かつ長期のシステム改修等を前提としていません。 一方、構造的に片務的となる呼については、今後の制度整理によっては新たなシステム対応等が必要となる可能性があります。ただし、ビル&キープ方式の導入目的の一つが接続料の算定・精算に係る負担の軽減であることを踏まえ、短期間で対応できる簡素な精算方式とすることが適当です。過去の比較的大規模な事例であるPSTNマイグレーションに伴うシステム改修についても、1～2年程度で対応した実績があることから、各社が並行して準備を進めることで、同程度の期間内での対応が可能と考えます。 また、PSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムについては、一般的なソフトウェアの耐用年数(5年)を踏まえると、2029年度時点で残存簿価が相当程度低下し、除却損の影響も限定的になると考えられます。このため、既存システムの更改時期のみを理由として、ビル&キープ方式の導入時期を後ろ倒しする必要性は低いと考えます。

項番	ヒアリング内容	当社の考え
1-3 接続協定の変更 手続	ビル&キープ方式の原則化に伴う接続協定の変更手続にどの程度の時間を要するのか。 (変更を要する接続協定の本数、変更を要する箇所、当該箇所の変更に変更に要する時間等を踏まえ、定量的な説明を求める。)	当社の場合、接続協定の変更対象は を見込んでいます。具体的な変更箇所は、指定事業者・非指定事業者の別や構造的に片務的となる呼の接続有無等によって異なりますが、主に接続形態表、料金表、その他関連条文の修正が必要になると考えます。 一方で、制度変更に伴う基本的な修正内容は各社に共通する部分が多いため、制度内容の確定後、協定変更の雛形を事前に整理しておくことで効率的に対応することが可能です。これまでの実績を踏まえると、協定の変更手続に要する期間は2か月程度と想定しています。

※赤枠内構成員限り

移行期間を必要とする理由と具体的説明④

項番	ヒアリング内容	当社の考え
1-4 利用者への周知 期間	ビル&キープ方式の原則化に向けた利用者への周知期間としてどの程度の期間が必要か。 （当該期間に行う周知の具体的な方法、料金等を変更した場合の周知期間（実績）等を踏まえ、定量的な説明を求める。）	ビル&キープ方式は、事業者間の接続料の精算方式を変更するものであり、その導入自体が利用者料金や契約条件を直接変更するものではありません。一方、制度変更を踏まえて各事業者が料金体系やサービス内容を見直す場合には、利用者への影響が生じる可能性があります。 利用者料金や契約条件を変更する場合には、各事業者において、関係法令等に基づく必要な周知・説明を行うことが必要です。ただし、ビル&キープ方式を原則化する方針は既に示されていることから、各事業者は、制度検討の進捗に応じて周知内容や方法の検討を進めることが可能です。このため、利用者への周知は導入準備と並行して実施し、周知のみを理由として導入時期を後ろ倒しする必要はないと考えます。
1-5 その他	その他、移行期間を必要とする具体的な理由及びその期間（定量的な説明を求める）。	現時点では長期間の移行期間を必要とする具体的な理由はなく、ビル&キープ方式は可及的速やかに導入すべきと考えます。

項番	ヒアリング内容	当社の考え
2-1 激変緩和措置 （段階的な接続料の引き下げ） を必要とする理由・目的	移行期間の設定に加えて、激変緩和措置として段階的な接続料の引き下げを必要とする具体的理由。また、激変緩和措置の実施の目的が円滑な移行の促進以外である場合については、その目的の内容及びその合理性。 （例えば、ビル&キープ方式の原則化に伴うビジネスモデルの見直しによる利用者料金の急激な変更を緩和するため、移行期間中から段階的に利用者料金の見直しを実施していく必要があることから、段階的な接続料の引き下げが必要という場合であれば、段階的な利用者料金の見直しの具体的な内容や、そのような見直しを行う必要性としてビル&キープ方式の原則化による事業へのインパクトについての定量的な説明（音声接続料の収支差や事業収入に占める音声接続料の割合等）を求める。）	移行期間は、接続協定の変更やシステム対応等に必要な準備期間を確保することを目的とする一方、激変緩和措置は、ビル&キープ方式の導入に伴う接続料収支等の急激な変動を緩和し、円滑な移行を促進することを目的とするものであり、両者はその設定の目的が異なります。 ビル&キープ方式への移行に当たっては、激変緩和措置を前提とせず、追加的な制度対応や事業者間調整による導入時期の遅延を避け、早期導入を最優先とすべきと考えます。 一方、接続料収支の変動に伴う料金体系やビジネスモデルの段階的な見直し等を理由に、激変緩和措置の必要性が具体的に示され、円滑な制度移行に資すると認められる場合には、ビル&キープ方式の早期導入を妨げない範囲で措置を講じることとも考えられます。 その際は、既存の事業者間の接続料水準差異や費用負担関係を踏まえるなど、移行期間中の公平性・競争中立性に十分配慮する必要があると考えます。

項番	ヒアリング内容	当社の考え
2-2 激変緩和措置の導入により生ずる問題	コストの増加や事業者負担の増大、利用者の混乱等、激変緩和措置の導入により生じる恐れがあるとする問題の具体的内容。 （コストの増加や事業者負担の増大については定量的な説明を求める。なお、激変緩和措置の導入に伴うコストについては、次の3で検討する激変緩和措置の手法にもよると考えられるところ、特定の手法による場合には過大なコストが懸念される場合には、3の検討において考慮することとする。）	激変緩和措置を導入する場合、その対象、実施期間、接続料の設定方法等について追加的な制度検討や事業者間調整が必要となり、行政・事業者双方の負担が増加するとともに、ビル&キープ方式の導入時期が遅れるおそれがあります。

項番	ヒアリング内容	当社の考え
3-1 採用すべき手法	激変緩和措置を実施する場合、段階的な接続料の引き下げの手法としては、どのような手法によることが適当か。 （激変緩和措置を必要とする理由を踏まえて、当該事業者としてどのような手法が望ましいと考えるか、具体的な理由を求める。）	激変緩和措置を講じる場合には、ビル＆キープ方式の早期導入を妨げないことを前提として、下記の「グライドパス方式」のような簡素で予見可能性の高い手法が考えられます。 【グライドパス方式】 2026年度適用接続料を起点として、ビル＆キープ方式の導入年度に接続料が0円となるよう、あらかじめ段階的な引下げ幅を設定する方式。接続料収支の変化を段階化して急激な変動を緩和するとともに、毎年度の接続料算定を不要とし、移行期間中の予見可能性を確保することが可能。また、各事業者の接続料を起点とすることで、事業者間の費用負担の相対的な関係を保ちながら段階的に移行することが可能。 なお、段階的な接続料引下げの必要性が認められない場合には、2026年度適用接続料をビル＆キープ方式の導入年度まで維持し、導入時に0円とする方式も考えられます。これにより、移行期間中の公平性・競争中立性および接続料水準の予見可能性を確保しつつ、毎年度の接続料算定に係る負担を軽減することで、各事業者がビル＆キープ方式の導入準備に注力することが期待されます。

項番	ヒアリング内容	当社の考え
3-2 採用すべきでない手法	特定の手法については、導入による弊害が大きいと考える場合、その手法及び弊害の具体的内容。 （例えば、特定の手法について、事業者における算定コストや事業者間協議のコストが却って大きいと考える場合には、その具体的な内容について説明を求める。）	事業者ごとに引下げ方法を任意に設定する方式や、個別交渉による例外を広く認める方式は、引下げペースにばらつきが生じ、接続料算定や事業者間協議に係る負担が継続する可能性があります。このため、激変緩和措置を講じる場合には、全事業者に共通する簡素で予見可能性の高い算定ルールとすることが適当です。 また、具体的な手法の検討に当たっては、既存の事業者間の接続料水準差異や費用負担関係を踏まえるなど、移行期間中の公平性・競争中立性に十分配慮する必要があると考えます。

激変緩和措置を実施しない場合の音声接続料の算定方法

項番	ヒアリング内容	当社の考え
4-1 採用すべき算定方法	激変緩和措置を導入しない場合における移行期間における音声接続料の算定方法として、採用すべき算定方法とその理由。 (ビル&キープ方式への円滑な移行という観点から採用すべき理由について、具体的な説明を求める。)	激変緩和措置を実施しない場合、ビル&キープ方式の原則化までの限定的な期間に新たな算定方式を導入せず、現行のLRIC方式を維持すべきと考えます。 音声接続料については、情報通信審議会「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」(2021年9月)において、非効率性排除の必要性からLRIC方式の適用が適当とされています。これらの必要性や役割は、現時点においても変わっていないと考えます。加えて、固定系非指定事業者の接続料協議におけるベンチマーク機能の維持の観点から引き続きLRIC方式を適用すべきです。
4-2 採用すべきでない算定方法	激変緩和措置を導入しない場合における移行期間における音声接続料の算定方法として、採用すべきでない算定方法とその理由。 (実施等に係るコストを理由とする場合には定量的な説明を求める。)	仮に実績原価方式へ移行した場合、現行のLRIC方式による接続料が果たしているベンチマーク機能を同様に確保できるとは限らず、ベンチマークとしての適正性や各事業者への適用可否について新たな検討が必要となるほか、事業者間協議の長期化を招くおそれがあります。ビル&キープ方式の導入までの限定的な期間に新たな算定方式を導入することは、行政・事業者双方に追加的な負担を生じさせるため、ビル&キープ方式への円滑かつ早期の移行を優先する観点からもLRIC方式を維持すべきです。

裁定方針第3項におけるLRIC方式に代わる手法の在り方

項番	ヒアリング内容	当社の考え
具体的なケースの整理等についての考え方	具体的なケースの整理の必要性やその進め方について、 ①今後具体的な課題が生じた際に改めて整理する ②あらかじめ想定されるケースを整理することが適当であるが、構造的に片務的となる呼の精算方法が確定した段階で検討する ③現時点で想定される範囲であらかじめケースを整理するいずれの考えによるべきか、関係事業者から意見を求めることとしてはどうか。 あわせて、現時点で想定される範囲であらかじめケースを整理することによって、何らかの弊害が生ずる可能性があるのであれば、その点についても関係事業者から、弊害の具体的内容について聴取することとしてはどうか。	ビル&キープ導入後に裁定対象となる具体的なケースについては、現時点で網羅的に整理するのではなく、今後具体的な課題が生じた段階で改めて整理することが適切と考えます。 音声接続料については、構造的に片務的となる呼に今後採用される精算方法によって、裁定の対象となり得る場面や必要なベンチマークが異なるため、精算方法の確定後に、具体的なケースの整理の可否を含めて検討することが適切と考えます。 データ接続料については、ビル&キープ方式の導入によって制度や取引の前提が変わるものではなく、現時点で裁定に関する具体的な課題も確認されていないことから、直ちに具体的なケースを整理する必要性は低いと考えます。 具体的な課題が明らかになっていない段階で想定ケースを整理する場合、実際の接続形態や契約条件と整合しない可能性があるほか、行政・事業者双方に追加的な対応が生じます。このため、ビル&キープ方式の制度の導入主旨からも、制度や精算方法の具体化後、必要性が明らかになった論点に対象を絞って検討することが適当と考えます。

EOF